第5期 横浜市子ども・子育て会議 第2回 子育て部会

日時:令和4年8月8日(月)

午前10時~午後0時

議事次第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における令和3年度点検・評価について (2) その他
- 3 閉会

【資料】

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿
- 資料3 令和4年度こども青少年局機構改革について
- 資料4 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料5 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料6 令和3年度 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 資料7 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価

資料1

横浜市子ども・子育て会議 委員名簿【令和2年11月~令和4年10月】

<子育て部会>

(敬称略•50音順)

	所属・役職等		委員
1	市民委員		ラネネカカ ともこ 上岡 朋子
2	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	0	かかごえ りか 川越 理香
3	神奈川県小児保健協会 会長	臨	ごとう あきこ 後藤 彰子
4	横浜商工会議所女性会 副会長		でとう かきこ 後藤 美砂子
5	一般社団法人ラシクO45		まかもと ひきこ 坂本 寿子
6	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院国際社会科学部門 教授	0	そうま なおこ 相馬 直子
7	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会		たなか けん 田中 健
8	横浜地域連合 副議長		ふくぃ ゖぃこ 福居 恵子
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長		ゃぎさね えな 八木澤 恵奈

◎:部会長 ○:職務代理者 臨:臨時委員

横浜市子ども・子育て会議 子育て部会事務局名簿

こども青少年局

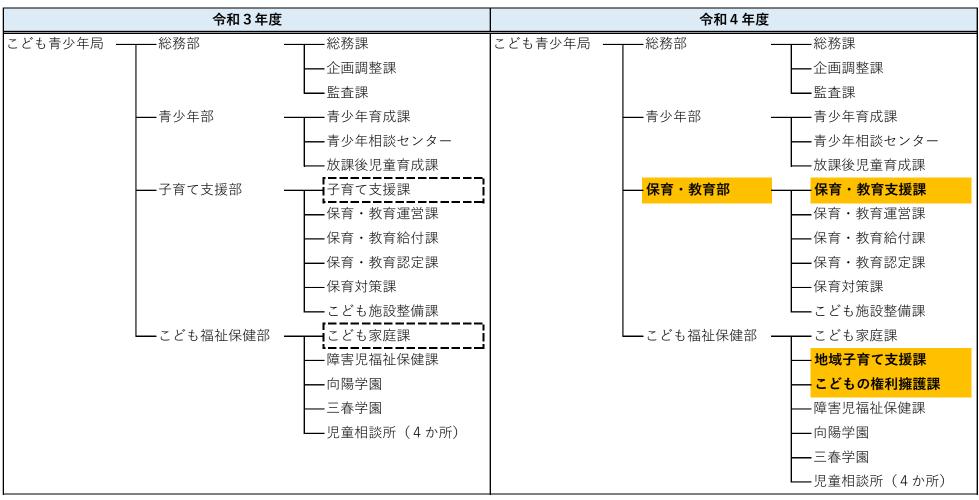
区分	所属	氏 名
	こども青少年局副局長(総務部長)	福嶋誠也
部	こども青少年局医務担当部長	岩田 真美
	保育·教育部長	齋 藤 真美奈
長	こども福祉保健部長	武居 秀顕
	こども福祉保健部担当部長	浦崎真仁
	企画調整課長	田口 香苗
	保育·教育支援課 人材育成·向上支援担当課長	野澤 裕美
	保育·教育運営課長	古石 正史
課	保育·教育運営課担当課長	真 舘 裕 子
H/K	保育·教育認定課長	大 槻 彰 良
	こどもの権利擁護課長	柴山 一彦
	地域子育で支援課長	廣瀬 綾子
=	地域子育て支援課親子保健担当課長	戸矢崎 悦 子
長	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	村上 和孝
	障害児福祉保健課長	及 川 修
	中央児童相談所虐待対応·地域連携課長	石 神 光
	中央児童相談所支援課担当課長	坂 清隆
	企画調整課企画調整係長	田 邊 保
	企画調整課担当係長	生野 元康
	保育·教育支援課担当係長	成 勢 祐美子
	保育·教育支援課担当係長	古 林 直 樹
	保育·教育支援課市立保育所係長	髙 林 悠 紀
	保育·教育運営課担当係長	五十棲 友 美
	保育·教育運営課担当係長	柘 植 慎一郎
係	保育·教育運営課担当係長	永 島 しおり
	保育·教育認定課担当係長	小 椋 亮
	こども家庭課担当係長	萩 原 順 一
	こどもの権利擁護課児童虐待・DV対策係長	三橋 広樹
	こどもの権利擁護課養護支援係長	稲村 良介
	地域子育て支援課担当係長	鈴 木 直 子
	地域子育て支援課担当係長	長澤昇平
	地域子育て支援課担当係長	高瀬 博子
長	地域子育て支援課担当係長	東 明徳
	地域子育て支援課担当係長	山本英典
	障害児福祉保健課担当係長	嶋田 慶一
	障害児福祉保健課担当係長	菅原 政則
	障害児福祉保健課担当係長	富岡 剛志
	障害児福祉保健課担当係長	枇 榔 直 子
	中央児童相談所庶務係長	足立篤彦
	中央児童相談所支援課家庭支援担当係長	濵 田 紘 史

事務担当

于伤"上:	事份担当											
課長	こども家庭課長	上 原 嘉 明										
係長	こども家庭課こども家庭係長	木 寺 洋										

令和4年度 こども青少年局組織機構改革

地域子育て支援やこどもの権利擁護に係る施策を充実させるとともに、子育て支援・児童福祉に係る施策を一体的に展開するため、「こども福祉保健部」に「地域子育て支援課」、「こどもの権利擁護課」を設置しました。 あわせて、「子育て支援部」を「保育・教育部」、「子育て支援課」を「保育・教育支援課」に変更しました。



(平成27年4月1日施行版)

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第77条 第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横 浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
 - 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

- 第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるとき は、臨時委員若干人を置くことができる。
- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。
- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員 長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が 子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就 学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正 後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ど も・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27年2月条例第 12号)

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号(局長決裁) 最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例(平成25年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。)に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(部会)

第2条 子育て会議は、条例第8条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

lim A Linds	and the trait of the
部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
保育·教育部	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
会	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
	2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員
	の設定に関すること(条例第2条第1項第1号関係)
	3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること(条例第2条第1
	項第2号関係)
	4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること
	(条例第2条第1項第3号関係)
	5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関するこ
	と(条例第2条第1項第3号関係)
	6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関するこ
	と(条例第2条第1項第3号関係)
	7 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること(条例第
	2条第1項第3号関係)
	8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する
	こと(条例第2条第1項第3号関係)
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること(条
	例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係)

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、 次回の子育て会議に報告しなければならない。
- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること(条例第2条第1項第1号関係)
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること(条例第2条第1項第2号関係)
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること(条例第2条第1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること(条例第2条第 1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること(条例第2条 第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園 2 歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関すること(条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

- 第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。
- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、 第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは 「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

- 第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」と あるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み 替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に 諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

令和3年度 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:令和2~6年度)を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

(1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況:各施策における指標、主な事業・取組について、目標値・想定事業量に対する 進捗状況を4段階で評価します。

※コロナ禍による事業の中止・縮小などの状況等を踏まえて総合的に評価

A:計画以上に進んでいる。

B:計画どおりに進んでいる。

C: 計画より若干遅れている。

D:計画より大幅に遅れている。

○有効性:各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏ま え、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価 します。

> ※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を 行っています。

A:市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。

B: 市民生活等を向上させることができた。

C: 市民生活等を向上させることができたとは言えない。

D:市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

(2) 今後の展開の評価

○施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、 主な事業・取組の今後の展開(推進、見直し、休止・廃止)を評価します。

3 点検・評価の今後の予定

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。また、総会に おいてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

各部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策1及び4の一部、基本施策5~9
保育·教育部会	基本施策1及び4の一部
放課後部会	基本施策2の一部
青少年部会	基本施策2の一部及び3

【参考】各部会の掌握事業

第4章 施第	後体系と事業・取組	子育て 部会	保育・教育 部会	放課後 部会	青少年 部会
基本施策1	 乳幼児期の保育·教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援 	○※1	○※2		
基本施策 2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○※3	○※4
基本施策3	若者の自立支援施策の充実				0
基本施策 4	障害児への支援の充実	○※5	○※6		
基本施策 5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	0			
基本施策 6	地域における子育て支援の充実	0			
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力 (DV) への 対応と未然防止	0			
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	0			
基本施策 9	ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地 域づくりの推進	0			

※1 病児保育※3 放課後施策、プレイパーク※5 障害児施策全般

※2 保育・教育全般※4 放課後施策、プレイパーク除く※6 障害児保育・教育

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 量の見込み・確保方策	子育て 部会	保育・教育 部会	放課後部会	青少年 部会
保育・教育に関する施設・事業		0		
妊婦に対して健康診査を実施する事業	0			
乳児家庭全戸訪問事業	0			
子育て短期支援事業	0			
養育支援訪問事業 及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護 児童等に対する支援に資する事業	0			
病児保育事業	0			
利用者支援に関する事業	○※1	○※2		
時間外保育事業		0		
放課後児童健全育成事業			0	
地域子育て支援拠点事業	0			
一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	○※3	○※4		

| ※1 全体調整+地域子育て支援拠点 | ※3 乳幼児一時預かり、子育てサポートシステム等

※2 保育・教育コンシェルジュ ※4 一時保育、幼稚園預かり保育等

【基本施策1】乳幼児期の保育·教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

■これまでの主な取組

○多様な保育ニーズに対応するため、病児保育・病後児保育などの特別保育事業を実施しました。

■取組による成果

○通常の保育では対応することができない多様な保護者のニーズに対する子育て支援として特別保育事業((病児保育・病後児保育等)を実施することで、保護者の育児不安や負担を軽減することに寄与しています。

■今後の取組の方向性(計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など)

〇特別保育事業(病児保育・病後児保育等)について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供するとともに、一時預かり事業の予約オンラインシステムについて、さらなる保護者の利便性の向上に向け、対象施設や施設情報の充実を図ります。

No. 施 確保 方策	事業·取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
18 1☆	病児保育事業、病後児保育 事業	①病児保育実施か所数 ②病後児保育実施か所数	①22か所 ②4か所	①29か所 ②4か所	①29か所 ②4か所	①25か所 ②4か所	С	病児保育事業は16区・25か所で実施し、利用者数は9,029名、病後児保育事業は4区・4か所で実施し、利用者数は700名となった。利用者数は、令和2年度の2倍程度となり、回復傾向が見られるものの、コロナ禍以前の水準の6割程度となっている。また、病児保育事業は、新規に1医療機関を選定したものの、選定後に辞退の申出があったため、新規開所施設はなかった。なお、委託料に加算される「改善分」の対象を全施設に拡大したほか、ひとり親世帯のうち児童扶養手当を受給する世帯等に対する利用料の全額減免を実施した。	526, 929千円	В	【利用者から】 ・自宅近くで預けられるよう、実施施設数や受入れ人数の増、開所時間の延長などの利便性を向上させてほしい。 【事業者から】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している。また、利用の申込があった場合も預かりの判断が難しいことがある。 ・当日の予約キャンセルが多く、従事者の確保や利用料収入の減少、運営費や設備費の確保に課題がある。また、看護師・保育士の確保が困難である。	推進	保育·教育運営課

【基本施策4】障害児への支援の充実

■これまでの主な取組

- 〇地域療育センターにおいては、利用申し込み後、速やかな面談の実施など専門職による支援に取り組みました。
- 〇療育訓練や余暇支援等を提供する児童発達支援事業所は218か所、放課後等デイサービス事業所は418か所となり、障害児の支援体制が拡充されました。また、事業所に対して実地指導、集団指導、研修を実施し、サービスの質の向上に取り組みました。
- 〇医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するため、「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」を市内6区(鶴見区、南区、旭区、磯子区、青葉区、都筑区)に配置し、拠点として支援しています。また、医療的ケアや教育・福祉制度等への理解を図り、より質の高いサービス提供、円滑な情報共有、支援の連携等、医療的ケア児・者等の受け入れ体制の充実を実現する「支援者養成研修」や過去に育成したコーディネーターや支援者に対して、フォローアップ研修及び見学実習を実施しました。
- 〇メディカルショートステイ事業の推進について、利用者向けの制度案内チラシを作成・配布するなど周知を図りました。また、協力医療機関との連絡・調整を適切に行うとともに、医師、看護師及び医療ソーシャルワーカーとの会議を実施し、利用者の受入に関する情報共有や 意見交換を 行いました。

■取組による成果

- 〇保育所や幼稚園等の希望に応じて、訪問指導を実施し、訪問回数が新型コロナウイルス感染症で落ち込む前の実績水準まで回復しました。
- 〇放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所について、事業所が増えたことにより利用の幅が広がりました。また、指導や研修の実施により、サービスの質の向上に寄与しました。
- ○「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」が医療的ケア児・者等やその家族と関係機関等とをつなげるなど、在宅生活を支援しました。また、支援者養成研修を開催し、支援者を42名養成するとともに、過去に育成したコーディネーターやと支援者を対象にしたフォローアップ研修及び 見学実習を実施するなど医療的ケア児・者等の受け入れ体制の充実が図られました。
- 〇メディカルショートステイ事業の推進により、常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児・者等を支える家族の負担軽減を図りました。

■今後の取組の方向性(計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など)

- 〇障害児相談支援事業所は、実施している事業所が少ない状況にあるため、引き続き、より多くの児童が障害児相談を利用できるよう取組を進めていきます。
- 〇量の拡大が進む放課後等デイサービス及び児童発達支援については、事業所に対する研修を実施するなど、支援の質の向上に向けた取組を進めていきます。また、在宅障害児支援の充実に向け、実施手法の検討及び調査を区と協力して行います。
- 〇引き続き、横浜型医療的ケア児・者等支援者を養成し、関係機関の連携強化や、医療的ケア児・者等の地域での受入れ体制の充実を目指します。
- ○学齢後期障害児支援事業については、有識者等による検討会議を設置し、体制強化に向けた検討を進めます。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	所管課
1	4	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月	2.6か月	-	4.8か月	С	障害児福祉保健課
2	. 4	児童発達支援事業の延べ利用者数(地域療育センター含む)	245,283人/年	318,310人/年	-	365,342人/年	Α	障害児福祉保健課
3	4	放課後等デイサービスの延べ利用者数	772,894人/年	1,080,000人/年	-	1,128,471人/年	Α	障害児福祉保健課

No.	施 確保	事業·取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	4	地域療育センター運営事業	-	巡回訪問回数: 1,459回	(推進)	-	1,220回	В	保育所や幼稚園等の希望に応じ、訪問指導を実施した。なお、 令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施 していたため、令和元年度以前の実績水準に回復した。		В	職員を対象とした専門的な技術的支援により、園全体で支援 内容が向上するとの評価を得ている。	推進	障害児福祉保健課
2	4	障害のある子ども等への保育・幼児教育の提供体制の整備(基本施策1の再掲)	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	В	・障害のある子どもへの保育・教育の提供体制を確保するため、対象児童の加配区分に応じて、市立保育所については保育土加配、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。 ・障害のある子どもへの理解と適切な保育環境づくりに向けて、保育者等の専門性の向上を図るため、障害児保育の研修に加え、発達障害児保育に特化した研修を行った。医療的ケア児の研修を行い成長発達に合わせた支援の知識・理解を深められるようにした。 ・令和3年度は、保育所等での受入れ支援体制を検討するため、庁内で保育所等における医療的ケア検討プロジェクトを立ち上げ、課題の整理や次年度以降の取組内容を検討した。	●民間園への補助 4,631,153千円 ●市立園への加配 1,206,792千円	В	・各園で発達障害児が増加傾向にあり、研修参加者からは「園全体でのスキルアップを図るための学びが多く、園の役割を再確認できた」「成めて障害児保育の難しきを感じた。学んだことを活かし、焦らずすすめようと思った。」との声が聞かれた。 ・また、医療的ケアについては、「ハードルが高いと思っていたが特別なことではないことが分かった、安心できる環境を整えていきたい」等の声が上がっていた。 (研修実施後のアンケートより)	推進	保育·教育運営課 保育·教育支援課 障害児福祉保健課

No. 施 確保方法	事業・取組名	想定事業量	計画策定時(平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
3 4	障害児通所支援事業所等の 拡充と質の向上	①児童発達支援事業所数 ②放課後等デイサービス事 業所数 ③障害児相談事業の受給者 数	①125か所 ②292か所 ③3,097人	①139か所 ②450か所 ③7,000人	-	①218か所 ②418か所 ③3,526人	В	新規開設を希望する事業所向けに、指定前の説明会を年3回開催し、児童発達支援事業所は30か所、放課後等デイサービス事業所は53か所、障害児相談事業の受給者数は192人増とした。また、事業所に対して実地指導、集団指導、研修を実施し、サービスの質の向上に向けた取組を行った。	16,964,985千円	В	保護者からの利用ニーズが引き続き高く、利用児童は増加傾向にある。 一方、親の会をはじめ利用当事者団体等から、サービスの質に対する懸念・要望もある。引き続き、数の拡充と併せ、支援の質の向上が求められている。	推進	障害児福祉保健課
4 4	学齢後期障害児支援事業の 拡充	学齢後期障害児支援事業所 数	3か所	4か所	-	3か所	В	事業の役割・機能等に係る課題解決や体制強化に係るアイデアを共有するとともに、「市民ニーズ等を踏まえた事業拡大の方向性」について意見交換を行うことを目的として、学齢後期障害児支援事業所(小児療育相談センター、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市学齢後期発達相談室くらす)と意見交換会を令和3年10月より計4回実施した。	127,659千円	В	横浜市障害施策推進協議会(以下「推進協」という。)の専門 部会である発達障害検討委員会において、随時報告を行うと ともに、実施事業者との意見交換を実施している。	推進	障害児福祉保健課
5 4	障害児入所施設の再整備	-	(実施)	(推進)	-	(推進)	В	再整備を希望する施設運営法人と協議を行った。	-	В	早期の再整備実施に向け、施設運営法人内での検討を促していく。	推進	障害児福祉保健課
6 4	医療的ケア児・者等支援促進事業の推進	①コーディネーターの配置 ②支援者の養成	①準備 ②40人(累計)	①6人(累計) ②350人(累計)	-	①6人(累計) ②136人(累計)	В	①市内6か所(磯子、鶴見、南、旭、青葉、都筑)に横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを配置し、18区を対象に支援を実施した。 ②支援者養成研修を開催し、42名の修了者を養成した。また、過去に育成したコーディネーターと支援者を対象にしたフォローアップ研修及び見学実習を開催した。 ※フォローアップ研修(令和3年10月15日ZOOMを用いたオンライン開催)受講者18人、見学実習(令和3年9月末~令和4年3月末)受講者1人	8,552 千円	В	本事業の周知が進み、コーディネーターに寄せられる相談は増加傾向にあります。特に保育園・幼稚園への入所や学校における支援等に関する相談が多くなっています。なお、外部との意見交換の場として、横浜市障害者施策推進協議会の部会である横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会において、医療的ケア児・者等の現状や課題の把握、支援体制の整備について検討を行っている。	推進	障害児福祉保健課
7 4	メディカルショートステイ事業 の推進	-	(実施)	(推進)	-	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 398人	В	利用者向けの制度案内チラシを作成・配布することにより、さらなる周知を図り、制度を必要とする方の登録を促進した。協力医療機関の医療スタッフ向けの研修は新型コロナウイルス感染症の影響で中止したが、協力医療機関の医師、看護師及び医療ソーシャルワーカーとの会議を令和3年7月に実施し、利用者の受入に関する情報共有や意見交換を行った。その他、協力医療機関への訪問や電話・メール等で随時連絡調整を行った。また、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の受入にも迅速に対応した。	35,335 千円	В	協力医療機関に対して、研修は実施できなかったものの、担当医師や看護師及び医療ソーシャルワーカーとの会議を感染症対策に留意しながら開催し情報共有や意見交換を行った他、日々の調整等を通じて、利用者の医療ケアの状況や社会情勢に応じた調整等を都度行い、円滑な事業運営ができている。		障害児福祉保健課
8 4	市民の障害理解の促進	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	В	①世界自閉症啓発デーに合わせ、一般社団法人横浜市自閉症協会と横浜市の協働により、よこはまコスモワールド大観覧車をはじめとした、市内ランドマーク施設(7か所)のブルーライトアップを実施した他、市立図書館にて発達障害に関する書籍の特集展示と、発達障害の理解に役立つパネル展示を行った。また、学校法人岩崎学園の協力により自閉症の理解啓発を目的とした動画を制作し、市営地下鉄車内ビジョン、市YouTube公式チャンネル等で公開した。②「セイフティーネットブロジェクト横浜」等の障害福祉関係団体との連携により、普及啓発活動を通じた障害理解の推進に努めた。 ③12月の障害者週間に合わせて市庁舎アトリウムでのイベント及び各区における講演会やイベントを実施した。	170千円 健康福祉局 237千円	В	①感染症拡大防止の視点を踏まえつつ、動画の作成やライトアップ施設や図書館での展示の拡充等、積極的な啓発に努めた。今後の取組に際しても引き続き、コロナ禍に対応した、効率的・効果的な取組方法の検討が求められる。②今後の取組に際しては、感染症拡大防止の視点に基づく、効率的・効果的な取組方法の検討が求められる。③市民から障害理解に関する普及啓発のイベントについて評価する声があった。	推進	健康福祉局障害施策推進課

【基本施策5】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

■これまでの主な取組

- 〇特定不妊治療費助成額の増額や男性不妊治療費の助成を実施など、治療にかかる経済的負担を軽減しました。また、男性不妊について学べる動画を配信し、啓発を行いました。
- | ○オンラインによる保健指導や安心して受診できる乳幼児健診の実施など、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦に寄り添った支援と、感染予防に向けた環境整備に引き続き取り組みました。
- 〇母子保健コーディネーターを全区の福祉保健センターに配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を充実しました。
- 〇「にんしんSOSヨコハマ」の運営、予期せぬ妊娠への相談を電話・メールにより365日対応しました。また、産後母子ケア事業のほか、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談」を実施しました。
- ○多胎妊婦の心身の負担軽減を図るため、健診費用を追加して補助しました。
- 〇小児医療費助成について、1,2歳児の所得制限を撤廃し、子育てしやすい環境の一層充実を図りました。

■取組による成果

- 〇予期せぬ妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」の運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させ、区福祉保健センター等と連携しながら切れ目のない支援につなげました。
- │○母子保健コーディネーターによる妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図りました。
- 〇こんにちは赤ちゃん訪問員による乳児家庭全戸訪問や専門職による訪問指導等により、親子が地域で孤立化せずに安心して育児ができるよう支援を進めました。
- 〇育児不安や心身の不調が生じやすい妊娠中及び産後の支援が必要な時期に、産前産後ヘルパーの派遣や出産直後の母子ケアに取り組み、家事や育児の負担を軽減するとともに、育児不安の早期解消に努めました。
- 〇妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を通じ、安心して出産・子育てができる環境を整えることにより、児童虐待の予防を図りました。

■今後の取組の方向性(計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など)

- 〇不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・看護師による専門相談やカウンセラーによる心理的な支援(ピアカウンセリングを含む)の充実を図ります。また、令和4年度からの不妊治療の保険適用を受け、移行期の治療計画に支障が生じないよう、 年度をまたぐ治療について、経過措置として助成を行います。
- 〇心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因末う産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援に取り組みます。

<指標>

N	lo.	指標	計画策定時 (平成30年度) R6年度 R3年			R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	所管課
	1	5 妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2%	98.7%	-	98.4%	В	地域子育て支援課
	2	5 産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%	-	87.7%	В	地域子育て支援課

No.	施確方	保 審策·取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度 <i>の</i> 取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	5	思春期保健指導事業	思春期保健講座	128件/年	152件/年	-	50件/年	D	学校等で、思春期の男女やその親に対して、思春期保健に関する講座や赤ちゃんふれあい体験を実施した。令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおりに開催ができず、件数は大幅に減少した。	935千円	В	学校や地域の場で実施する思春期保健講座や赤ちゃんふれあい体験は、正しい地域の普及や健康教育という側面からも思春期の子どもの心身の健やかな成長を支援するものとなっている。	推進	地域子育て支援課
2	5	不妊相談・治療費助成事業	①特定不妊治療費助成件数 (男性不妊助成件数) ②不妊·不育·専門相談件数	(25件/年)	①5.330件/年 (37件/年) ②54件/年	-	①9,415件/年 (37件/年) ②42件/年	Α	令和3年1月からの制度拡充(所得制限の撤廃、助成回数の緩和)により助成対象者が増えたことで、特定不妊治療費助成件数が大幅に増加しました。本市ホームページ上に新たに「不妊症の基礎知識」ページを掲載し、啓発を行うとともに、不妊・不育専門相談事業や一般相談事業を行っています。また、令和3年10月から公認心理士が不妊や不育に関する心理的な専門相談を行う不妊・不育心理専門相談事業を開始しました。	1,893,947千円	В	2回目以降の助成金額の増額や男性不妊治療費の助成により、高額治療費に対する利用者の経済的負担を軽減している。		地域子育で支援課
3	5	妊娠·出産相談支援事業	にんしんSOSヨコハマ相談 件数	414件/年	734件/年	-	409件/年	В	にんしんSOSヨコハマを運営し、予期せぬ妊娠への相談を電話・メールにより365日対応した。なお、継続支援が必要な事例については、各区こども家庭支援課と連携し個別的な支援を実施している。 また、広報として市営地下鉄車内LED広告掲載、市ホームページ掲載を行うとともに、R3年度は新たにみなとみらい線駅構内トイレにおける広報媒体を掲示し広報活動を拡充させた。	11,009千円	A	予期せぬ妊娠にとまどい、周囲に相談できない状況の中でにんしんSOSに相談し、区の継続支援につながる利用者もおり、必要な相談窓口となっている。		地域子育て支援課

No.	施確保策方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	5 ☆	妊婦健康診査事業	受診回数	335,557回/年	325,766回/年	330,662回/年	304,048回/年	В	妊娠届出者に対しては、妊婦健診券の交付の際に母子保健 コーディネーターによる面談を行うなど、不安なく妊娠期を過ご してもらえるように支援をした。新型コロナウイルス感染症の流 行状況を踏まえ、自宅などの安全な場所で、安心して視聴でき るオンラインによる保健指導を実施した。	2,118,527千円	В	ー人ひとりの状況に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、安心して健診が受けられる環境を整えている。	推進	地域子育て支援課
5	5	産科・周産期医療の充実	-	産科拠点病院数: 3か所、 周産期救急連携病 院数:9か所	(推進)	-	産科拠点病院:3 か所 周産期救急連携病 院:8か所	В	産科拠点病院:3病院の指定を維持した。運営費に対して支援を行い、産科医療体制の充実を図った。 周産期救急連携病院:8病院を確保した。 また、医療機関の運営の費用に対して支援を行い、周産期救 急体制の充実確保を図った。	59,220千円	В	運営費の支援により、産科拠点病院が適切に運営されている。 設備運営費等の支援により、周産期救急体制の安定運用が 進んでいる。	推進	医療局医療政策課
6	5	小児救急拠点病院事業	-	小児救急拠点病院 数:7か所	(推進)	-	小児救急拠点病 院:7か所	В	・小児救急拠点病院:7病院を確保し、拠点病院への小児科医の集約など、小児救急医療体制の充実を図った。 ・小児救急医療体制に参加している病院に対して費用の一部を助成し、専門医による24時間365日の救急医療体制の確保を促進した。	200,000千円	A	医師の集約化により、小児専門医による救急医療体制の安 定運用が進んでいる。	推進	医療局医療政策課
7	5	小児救急に関する電話相談	-	相談件数: 79,012件	(推進)	-	救急相談センター 救急電話相談件数 (小児:46,839件)	В	・救急電話相談と医療機関案内のサービスを小児を含む全年齢を対象とし、24時間相談を受け付ける体制を整備している。 ・入電に対して高い応答率を維持するため、予想される入電件数に合わせて相談を受け付ける看護師等の配置数の増員を図るなど体制整備の強化を行った。	432,359千円	A	全年齢を対象とした救急相談窓口を提供することにより利用者の不安軽減に役立っている。	推進	医療局医療政策課
8	5	小児医療費助成事業	-	対象者数: 278,631人	(推進)	-	対象者人数: 317,649人	В	「1、2歳の所得制限緩和」を行った。	9,446,590千円	В	通院助成対象の拡大により、年齢に対する要望は減ってきて いるが、所得制限撤廃、緩和に関する希望の声が上がってい る。	推進	健康福祉局医療援助課
9	5	小児慢性特定疾病医療給付	-	対象者数: 3,082人	(推進)	-	対象者人数: 3,079人	В	慢性疾患により長期療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療給付を行った。併せて、小児慢性特定疾病児童本人、家族の不安解消のため、相談や助言を行う自立支援事業(相談支援)を実施している。令和3年8月からは、受給者所に記載のない指定医療機関でも受給者証を使用できるようになった。また、令和3年11月から26疾病を国が追加し、現在16疾患群788疾病まで対象が拡大された。	914.887千円	В	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要 とする児童等の健全な育成に寄与している。	推進	健康福祉局医療援 助課
10	5		妊娠・出産・子育てマイカレン ダー(セルフプラン)作成件数		27,958件/年	-	25,717件/年	В	母子保健コーディネータ―の配置区を全区に展開。全ての区において、妊娠届出時に妊産婦等と面接の実施し、必要な保健指導や相談支援を行った。	174,753千円	В	妊娠・出産・子育てマイカレンダーを活用することで、各妊婦が自分に合った母子保健サービスを利用しやすくしている。また、妊娠後期の対象者全員に手紙を送付するなどして、妊娠期の支援を充実させている。	推進	地域子育て支援課
11	5	横浜市版子育て世代包括支 援センターによる支援の充実	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	В	妊産婦等の実情や支援経過に関わる情報を一元的に管理 できるように、母子保健システムを改修を行った。	55,610千円	В	母子保健システムを改修し、好産婦等の情報管理方法を改善することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させている。	推進	地域子育て支援課
12	5	母子訪問指導事業 (R3年度から名称変更:母子 保健指導事業)	第1子への訪問率	93.8%	96.4%	-	87.1%	В	乳幼児及び産婦の健康保持増進を図るために、妊娠・出産・育児に関する保健指導や訪問指導を実施した。新型コロナウイルス感染症の流行下においては、訪問先の意向を確認の上、電話での支援等対応を実施し、前年度訪問率(67.4%)より増加した。	43,502千円	В	妊娠・出産・育児に関する保健指導や訪問指導を行うことで 育児不安や孤立の軽減につながっている。また、訪問指導が 不安な方については希望に合わせて電話による保健指導を 行っている。	推進	地域子育て支援課
13	5 ☆	こんにちは赤ちゃん訪問事業	①訪問件数 ②訪問率	①26,198件/年 ②93.9%	①24,579件/年 ②96.1%	①24,872件/年 ②95.0%	①23,203件/年 ②93.3%	В	生後4か月までの乳児がいる家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供や相談機関の紹介等を行った。必要に応じて区と連携し、育児不安の軽減に取り組んだ。新型コロナウイルス感染症流行下においても、子育て支援に関する情報を届けるため、電話による状況確認や相談、資料の郵送等の対応も行った。	98,228千円	В	新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、利用者からは、「コロナでどこへも出かけられず、情報を得にくい状況にあったため、訪問してもらい心強かった」、「コロナ禍で家族以外の人と話す機会があまりなく、孤独だったので良かった」などの感想があった。	推進	地域子育で支援課
14	5	産後母子ケア事業	①デイケア実利用者数 ②ショートステイ実利用者数 ③訪問型実利用者数	①153人/年 ②249人/年 ③663人/年	①341人/年 ②522人/年 ③1,573人/年	-	①352人/年 ②591人/年 ③1,272人/年	Α	育児不安の早期解消に取り組むため、ホームページ等による事業の周知を図ることで、利用件数は年々増加している。 各区及び受託機関が事例を積み重ねることで、さらに効果的な支援につながってきており、区役所、産科医療機関の意見をもとに、事業内容を一部見直した。 一方で、目標値には達していないことから、引き続き、対象となる母子の早期把握と、医療機関との連携強化を図っていく。	50,893千円	В	育児に対する強い不安を抱える母親に対してサポートを行うことで不安を取り除いたり、負担を軽くすることができている。	推進	地域子育で支援課
15	5	産前産後ヘルパー派遣事業	延べ派遣回数	10,345回/年	15,340回/年	-	18,893回/年	A	日中家事又は育児を行う者が他にいないため支援が必要な 妊産婦が属する世帯に、産前産後ヘルパーを派遣し、家事・ 育児の支援を実施した。	47,009千円	В	利用者からは、産後の心身の不安定な時期に助かったとの 声があった。 事業者からは、支援内容について利用者への周知を徹底してほしいとの意見があった。	推進	地域子育て支援課
16	5	産婦健康診査事業	①1か月健診の受診者数 ②1か月健診の受診率	①21,949人/年 ②78.7%	①22,726人/年 ②89.0%	-	①21,818人/年 ②87.7%	В	育児に不安を抱える母親を支援するため、医療機関と区福祉保健センターとの情報共有体制を整え、産後ケア事業等の継続的な実施が速やかに行えるよう体制を整備した。	125,166千円	В	妊婦健診と産婦健診を同一の医療機関で一貫して受診できるように、市外医療機関とも契約を締結してほしいという意見があった。	推進	地域子育て支援課

No. 施 確 方 方 分	事業・取組名	想定事業量	計画策定時(平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
17 5	産後うつの早期支援に向け たネットワーク構築	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	В	産後うつ対策検討会を実施し、リスクのある妊産婦の早期発見と更なる支援のために、医療機関との連携について検討した。 産後うつ等の心身の不調がある妊産婦とその家族が精神科医の相談を受けることができる「おやこの心の相談事業」を実施した。	3,836千円	В	産科・精神科・小児科をはじめとする関係機関と、効果的な予防策、連携支援のあり方について意見交換、検討を行っている。 おやこの心の相談事業の利用者からは、精神科医に「丁寧に話を聞いてもらえた」「受診への後押しをしてもらえた」といき感想が聞かれている。	推進	地域子育て支援課
18 5	乳幼児健康診査事業等	区福祉保健センター乳幼児 健康診査受診率	①4か月児健診 97.2% ②1歳6か月児健診 96.7% ③3歳児健診 96.5%	①4か月児健診 98.0% ②1歳6か月児健診 97.0% ③3歳児健診 96.5%	-	①4か月児健診 96.4% ②1歳6か月児健診 96.0% ③3歳児健診 96.1%	В	感染症対策を徹底したうえで集団健診を継続的に実施した。また、特例措置として医療機関における個別健診も実施した。感染症流行下であっても、乳幼児健診を安心して受診してもらえるよう機会を確保した。	661,704千円	В	集団健診を継続しながら、個別健診も実施したことにより、 対象者が安心して健診を受診できる機会を確保することができた。 乳幼児健診は、親子の生活状況や健康状態を把握することが可能であり、乳幼児の健康の保持及び増進を図るうえで、 有効です。	推進	地域子育て支援課
19 5	歯科健康診査事業	①妊婦歯科健康診査受診率 ②3歳児で虫歯のない者の 割合	①36.6% ②90.7%	①40.0% ②90%以上に維持 (かつ増加傾向)	-	①43.0% ②93.0%	В	①妊婦歯科健康診査事業は、母子健康手帳交付時面接、母親教室等で受診勧奨を図る他に、産婦医療機関と連携して妊娠中の歯科受診の重要性を伝えて、受診率向上を図っている。 ②本市独自の取組として、1歳6か月健診にてう蝕リスクの高い児に対しては、経過歯科健診を実施し、保健指導を行っている。	43,406千円	В	〈乳幼児歯科健診〉 「歯みがき方法を丁寧に教えてもらった」 「むし歯になりやすいとのことであったが、歯磨き方法の指導をしてもらえたことで、むし歯にならなかった」などの意見があった。 〈妊婦歯科健診〉 「かかりつけ歯科医院をつくるきっかけになった」などの意見があった。	推進	地域子育て支援課
20 5 ☆	育児支援家庭訪問事業	①家庭訪問延べ実施回数 ②ヘルパー延べ実施回数	①3,775回/年 ②2,209回/年	①5,088回/年 ②2,952回/年	①4,280回/年 ②2,572回/年	①4,122件/年 ②1,815件/年	С	①子育でに関する不安や孤立感を抱える家庭に対して、育児支援家庭訪問員による継続的な支援を行った。 ②各区において対象者の把握に努め、支援の実施を行った。	158,784千円	В	①訪問員の継続的な支援により、不安や孤立感の軽減や、 保護者との信頼関係の構築に繋がっている。 育児支援ヘルパー事業については、事業者から様々な課題 を持つ養育者への支援が難しく負担が大きいため、事業の受 託継続も難しくなっているとの声があった。 ②家庭訪問やヘルパー派遣に対する抵抗感のある家庭への 対応等が課題となっている。	推進	地域子育で支援課

【基本施策6】地域における子育て支援の充実

■これまでの主な取組

- 〇地域子育て支援拠点事業を全区実施するとともに、港北区・鶴見区・青葉区・戸塚区・都筑区・神奈川区に続き、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ「地域子育て支援拠点サテライト」を旭区に整備しました。
- 〇地域子育て支援拠点において、拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった家庭への積極的なアプローチに取り組みました。
- ○港北区に親と子のつどいの広場を1か所増設し、地域の親子の居場所の充実を図りました。
- 〇来所することに不安のある親子に対してもオンラインを活用した相談や広場など様々な支援を実施しました。
- 〇子育て支援者事業について、新型コロナウイルス感染対策の影響により利用できない会場がありましたが、会場を変更したり制限時間を設け入替制とするなど、より多くの親子が利用できるよう工夫し事業を継続しました。また、子育て支援関係の資源が少ないエリアに、1か所会場を開設しました。

■取組による成果

〇地域子育て支援拠点は、妊娠期から利用が可能な区内の子育て支援の中核的存在であり、親子が遊び・交流できる居場所や子育てに関する情報提供など、子育て家庭を総合的に支え、安心して子育てできる地域づくりにつながっています。 また、地域子育て支援拠点に専任スタッフ「横浜子育てパートナー」を配置していることにより、子育てに限らず、親自身の悩みなど、個々のご家庭が抱える様々な相談に対し、相談者に寄り添いながら相談内容の整理し必要に応じて関係機関につなぐなど、子育ての不安や悩みの軽減を

〇既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに「拠点サテライト」を設置し、既存拠点と一体的に運営することで、区内の子育て支援の充実につながっています。

〇本市の地域子育て支援拠点や親と子のつどいの広場などの一部では、施設の利用者だった子育ての当事者がボランティアやスタッフになるなど、当事者発の活動展開の例が見られます。これは自らの子育てを支えられた経験が自分も周囲の人を支えたいという意識の高まりや行動の変 化を喚起したもので、地域の子育て支援の一層の充実につながっています。また、地域子育て支援拠点では、利用者同士の自主的な活動のきっかけづくりや、支援者同士のネットワークの広がりにも寄与しています。

■今後の取組の方向性(計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など)

〇保土ケ谷区に地域子育て支援拠点サテライトを設置するほか、施設外の居場所である「出張ひろば」を新たに1か所(計2か所)実施します。また、旭区の拠点サテライトに「横浜子育てパートナー」を配置(累計25か所)し、家庭の状況に応じ、適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業の 利用につなげます。

〇認定こども園及び保育所地域子育て支援事業、幼稚園等はまっ子広場事業については、事業の周知を行い、地域子育て支援の必要性を丁寧に説明し理解を得ていくことで、新規設置を着実に進めます。

〇親子の居場所事業従事者のための基礎研修や応用研修について、より実践に即した内容となるよう研修内容を充実させ、支援の質の向上を図ります。また、従事者の研修機会の確保のため代替職員を配置した場合に事業費の加算を行うなど、研修を受講しやすい環境を整えます。

<指標>

No). 施策	指標	計画策定時(平成30年度)	R6年度	R3年度	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	所管課
	1 (地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2%	50.0% 【令和5年度】	-	-	_	地域子育て支援課

No.	施 確保 方策	事業·取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	6	地域子育で支援拠点事業	①実施か所数 ②施設外での居場所の実施 か所数	①22か所 ②-	①28か所 ②5か所	-	①25か所 ②1か所	В	・令和4年3月に、7か所目の拠点サテライトを整備し、全25か所で実施。 ・子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供や、親子の居場所・交流の場づくりに取り組む団体や施設が交流し、連携して子育て家庭を支援できるようなネットワーク構築等に取り組んだ。また、妊娠中の方についても来所してもらえる取組を展開し、出産後のスムーズな利用等につなげたり、父親が利用しやすいような工夫をしている。・オンラインを活用した支援も定着し始め、外出しづらい利用者に向けて利用者同士の交流の機会や、相談、講座等支援内容も充実させ、地域の関係者とのネットワーク推進にも活用することができた。・情報発信としてSNSやHPを活用し、外出しづらい利用者や来所を検討する利用者に向けて施設の様子が随時わかるよう、工夫をした。・感染症対策をとりながら、最大限の利用者の受け入れができるよう工夫し、希望者が利用できるように実施している。	983,928千円	Α	【利用者から】 ・無料で利用でき、いろいろなことを話し見守ってくれるスタッフが同じ悩みを分かち合える人がいる場があり、親自身の息抜きの場にもなっている。 ・いつでも行くと温かく受け入れてくれる雰囲気があり、安心する。・子どもがいろいろな年齢の子と触れ合って遊べるようになった。・経験豊かで話しやすいスタッフだけでなく助産師など専門相談ができる日もあり助かっている。 ・拠点を利用したことがなかったが、拠点のオンラインの講座に参加し、拠点の雰囲気が分かって、次回は来所したいと思った。 【実施事業者から】 ・養育者と子どものニーズを把握し、寄り添いながら支援を行うことで、日々の事業の見直しや新事業展開につながっている。・利用者が他の利用者に子育て経験を語る場を設けるなど、親同士の支え合いの雰囲気つくりに努めている。・地域関係者やボランティアとの関係も深まり、地域連携や地域支援の充実に寄与している。・来所することに不安がある親子への支援もオンラインによって継続することができた。・既存の取組もオンラインの手法を取り入れることで、これまで就労等で参加しにくかった父親も職場の休憩時間に助産師のオンライン相談に参加する等、利用者の幅が広がっている。		地域子育で支援課

No.	施確保策方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
2	6	地域子育で支援拠点におけ る利用者支援事業	実施か所数	21か所	27か所	-	24か所	В	・全24か所で実施。 ・妊娠期から利用できるよう、母子手帳交付時の面接や母親教室、こんにちは赤ちゃん訪問、母子訪問等やSNSの活用に加え、産科屋療機関や保育所、地域の関係者への周知を行うことで、妊婦や母親だけでなくその他の家族からの相談も増えている。 ・地域の関係者・機関との連携についても、対面でのやり取りが難しいなか、オンラインを活用し実施できた。	133,765千円	Α	【実施事業者から】 ・子どもの発達だけでなく、親自身の相談(貧困、夫婦関係など)を受けることも多い。・母親だけでなく、父親や祖父母からの相談も増えている。・コロナ禍でオンラインを活用することで、相談対応を継続できた。・利用者支援事業の相談から、横浜子育てサポートシステムの利用につながるなど、地域子育て支援拠点事業の他の機能とも連携してより充実した支援に努めている。・「相談者自身が自己決定することを支える」という支援姿勢を大切にしている。	推進	地域子育て支援課
3	6	親と子のつどいの広場事業	実施か所数	63か所	77か所	-	67か所	В	・令和4年3月に1か所開設し、市内67か所において実施。・主にNPO法人などがマンションの一室や商店街の一角、民家などを活用して、子育て中の親子の交流の場の提供、子育でに関する相談、地域の子育でに関する情報提供などを実施した。・感染症対策をとりながら広場を運用できるよう、予約や入替え制などをとりながら、最大限利用者を受け入れる工夫をして実施した。・オンライン会議やオンラインを活用した講座等の実施が定着し、感染症対策や来所しづらい利用者に向けた支援を行うことができた。	480,867千円	Α	【利用者】 ・新型コロナウイルスの感染対策で赤ちゃん学級が休会となり月齢の近い親子と知り合う機会がなくなってしまったが、広場に行くことで知り合うことができた。 ・感染対策で広場の休止期間中も、相談機能は継続していたため、相談できて安心できた。 ・感染対策がしっかりされているので、コロナ禍で外出が難しい中、広場は安心して利用できる。 【事業者】 ・事業休止期間も利用者から広場再開を希望する声が多く寄せられた。 ・再開時には、ガイドラインに沿った運営となるよう様々な工夫をした。 ・利用者の行動範囲内にある親子の居場所を積極的に紹介し、地域との交流を促せている。	·	地域子育で支援課
4		保育所子育てひろば、幼稚 園はまっ子広場	実施か所数	68か所	93か所	-	73か所	В	・保育所地域子育て支援事業については、市内38か所、・幼稚園等はまっ子広場事業については、市内35か所において実施。(1園事業廃止により、事業を激減)・子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育で情報の提供、子育てに関する講習等を実施した。・新型コロナウイルス感染症拡大防止により、一定期間施設判断で事業休止可としたが、昨年度に比べ利用者数は微増した。(R2 4,064人/月→R3 4,626人/月)・新規選定については、新型コロナウイルスの影響により行わなかった。	292,394千円	Α	【利用者】 ・同年齢の子どもを持つ親同士で関わりが持てた。 ・コロナ禍でも対策を取りながら施設開放をして頂き、家に閉じこもらずに済みとても有難い。 ・子育てで不安なことや悩みを相談できた。 【事業者】 ・感染症ガイドラインを基に、施設開放の受入を制限、分散して定期的に行った。 ・子育て経験の受け渡しが乏しい中、利用者にとっては安心できる環境で親子ともリフレッシュできる場となっている。 ・園庭解放や室内解放など、園に来ることにより、子育て世代とつながることができ、育児の幅が広がる大切な情報交換の場になっていると思われる。	推進	保育·教育運営課 保育·教育支援課
Ę	6	子育で支援者事業	会場数	181会場	185会場	-	177会場	В	・177会場において実施。 ・解任者の補充のため、11人の委任及び新任研修を実施。 ・会場の約7割が地区センターや地域ケアプラザで実施しているため、新型コロナウイルス感染症拡大防止やワクチン接種会場となったことにより、施設が利用できず、実施できない会場があったが、利用できない期間は近隣の別施設等での実施に変更し、事業継続ができるよう各区調整した。 ・引き続き施設からの要請で利用人数が限られるなどの状況があったが、従前より大きな施設に会場を変更したり、制限時間を設け入替制とする等、より多くの親子が利用できるようにした。 ・子育て支援関係の資源が少ないエリアに、1か所会場を開設した。	71,212千円	В	【利用者から】 ・地域の身近な場所にあるので、立ち寄りやすい。 ・近隣の知り合いができた。 ・同じ曜日の同じ場所で相談できてありがたい。 【実施者から】 ・1人で会場運営をしているため、感染拡大防止に係る来所者対応 (検温や体調確認)を行うための動線等を工夫した。 ・コロナ禍であるため、親子で外出できる先が限られる中、少しでも いいので外に出たいという親子が安心して来所できる場所となって いる。 ・身近な相談場所・居場所であり、利用者にも継続的なかかわりを 持って支援が行えている。 ・スタッフが利用者に丁寧に言葉かけをし、親同士のつながりづくり を支援している。 ・会場の利用者に、支援者会場以外の場所で会った際(質い物中等)にも、言葉をかけるなど、様々な機会をとらえて利用者との信頼 関係の構築に努めている。	推進	地域子育で支援課
6	6	横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実(基本施策5の再掲)	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	В	妊産婦等の実情や支援経過に関わる情報を一元的に管理 できるように、母子保健システムを改修を行った。	55,610千円	В	母子保健システムを改修し、妊産婦等の情報管理方法を改善することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させている。	推進	地域子育て支援課
7	6	地域子育て支援スタッフの育 成	-	(実施)	(推進)	-	市単独実施:4回 (参加人数:128人) 県等との共同実施:25コース (受講決定者数 569 人)	В	・親子の居場所の従事者向け研修として、支援の質の向上を図るため、経験年数や施設内での役割に応じた研修が受講できるよう体系化して実施した。 ・支援の質を保つため、感染予防策を取りながらオンラインも併用し研修を実施した。 ・子育て支援の担い手の質の確保を図ることを目的に、神奈川県、県下の政令・中核市と共同で地域子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方、既に従事されている方に対して、必要となる知識や技術等を修得するための研修を実施した。受講希望者の多いコースについては、定員調整を行いより多くの希望者が受講できるよう県等と調整し、実施。R3年度も引き続き、感染症対策として集合型の研修を減らすため、eラーニングを導入し、実施した。	11,135千円	В	【参加者から】 ・施設は違っても、利用者の事を考えて学び、実践していることを感じ、自身の向上心も高まった。 ・色々な意見を聞き、言葉がけや対応、発想力を学ぶことができ、自施設でも取り入れたみた。 ・具体的ですぐに実践できそうな事例を知ることができた、早速実践してみたい。 ・新型コロナウイルス感染が広がるなか、利用者への対応に悩んでいたため、オンラインでも研修が受講できて他施設の方と話ができ、参考になった。		地域子育て支援課

No. 施 確保	事業・取組名	想定事業量	計画策定時(平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
8 6	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)	新規協賛店舗数	276件/年	1,500件 (5か年)	-	396件 (2か年) (R3年度139件)	С	・アプリの認知があがり、利用登録者数増加の促進ができた。 (増15,677人 内アプリ登録者12,704人) ・協賛店舗数は前年比219件の減となった。(増139件、減358件)(R3年度は登録状況の確認を全登録店舗に対して実施した。その際に閉店等により削除すべき店舗が多く見つかったため減の件数が多くなった) ・地域子育で支援拠点と連携し、地域の店舗・施設への協賛の働きかけに取り組んだ。(登録申請件数2区合計40件)		В	【利用者から】 ・満足している点は、約9割が「お得な利用ができたこと」 ・どこの店舗が実施しているかわかり易くなって欲しい。 【協賛店舗から】 ・子育て支援、応援しているというアピールは、親が勇気づけられてとても良い。 ・事業を知らない方が多いため、広報等により認知度を上げる必要がある。	推進	地域子育で支援課
9 6 ☆	乳幼児一時預かり事業(基本 施策1の再掲)	延べ利用者数	88,124人/年	151,721人/年	115,851人/年	69,025人/年	В	令和3年度は29施設で事業を実施したが、新型コロナウイルスの影響により、利用率は前年比2%増の45%に留まっているものの、前年度(56,423人)より増加している。また、新たに新規事業者を選定し、令和4年4月に5施設(計34施設)が開所することになった。さらに、予約の取りづらさ等の解消を目的に、予約システムの開発に取り組み、令和3年度末に稼働開始となった。¥	432,252千円	Α	【利用者から】 ・社会復帰に迷いがあったが、安心して預けられる場所があることで今後の準備期間となりよかった。 ・ストレスなく育児ができているので、たくさんのママたちに知ってもらいたい。 ・予約がとりづらい、預かり場所をもっと増やしてほしい。 【事業者から】 ・安心してお子さんを預け、リフレッシュして、また子育てを頑張ってもらえたらと思う。 ・預け先がなく、病院にさえいくことのできなかった保護者がこの施設を知り、預けることでストレスが消えていく様子は、この事業の効果であると思う。	推進	保育·教育運営課
10 6 ☆	横浜子育でサポートシステム 事業(基本施策1の再掲)	延べ利用者数	59,401人/年	74,898人/年	67,149人/年	45,114人/年	В	・子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることで、地域における子育て支援を推進した。 ・地域ケアブラザ等、地域子育て支援拠点以外において事業紹介や入会説明会を行い、会員増加や事業周知につながるよう取り組んだ。 ・新型コロナウイルス感染症流行下において、昨年度と同様に引き続き活動自粛する会員はいるものの、感染対策をしながら利用する会員が増えたため、利用者数が昨年度(36,896人)より増加した。 ・利用希望件数に対するコーディネート率は95%となっており、ニーズにほぼ応えることができている。	218.905千円	В	【会員から】 ・事前打ち合わせで顔合わせすることにより安心して利用することができた。 ・仕事優先の日、家庭優先の日などスケジュールを組み立てやすくなった。 ・自分の子育てが落ち着いたら、提供会員として活動してみたい。 ・提供会員としての活動が生きがいとなっている。 【事業者から】 ・単に預かりの条件(日時等)が合う会員同士をマッチングするのではなく、ご家庭の事情、預かる児童の発達特性等も踏まえたコーディネートに努めている。 ・預かりのコーディネートだけでなく「会員から預かりに関する相談を受ける中で、預かり以外の子育て支援のニーズがある場合は、必要に応じて支援を紹介する」ということも意識するようにしている。 ・コロナ禍であっても活動してくださる地域の方がいることを心強く思う。	推進	地域子育で支援課

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

■これまでの主な取組

- 〇ひとり親家庭の総合的な窓口「ひとり親サポートよこはま」において、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナーなどを、関係機関と連携して実施し、自立を支援しました。また、就労相談において、心理カウンセラー資格を持つ就 労支援員への配置加算を通じて、相談支援体制の充実を図りました。
- 〇ひとり親養育費確保支援モデル事業を開始し、調停申立や公正証書の作成等及び養育費保証契約にかかる費用を補助する事業を実施するなど、ひとり親家庭に対する就業や子育て・生活の支援など、総合的な自立支援を進めました。
- 〇ひとり親家庭に対する高等職業訓練促進給付金について、デジタル分野をはじめとした好条件での就労につながる職業訓練の受講の促進のため、資格取得に必要な訓練期間を1年以上から6か月以上に緩和し、支給対象を拡充しました。
- 〇多様化する被害者のニーズや背景に対応するため、民間支援団体と協働し、一時保護施設等退所後の生活の安定を図るための支援を行う「退所後支援事業」や、一時保護には至らないものの支援が必要な場合に、一時的な居場所の提供と相談支援を行う「女性のための一時宿泊型 相談支援事業」等を本格実施しました。
- │○DV相談支援センターにより相談・支援を行いました。また、リーフレットやSNSを活用して相談窓口に関する情報発信を行い、相談や公的支援に適切につながるよう、広報・啓発活動を行いました。

■取組による成果

- 〇ひとり親家庭への就労支援により、301人の就労につながり、また日常生活支援事業や給付金事業等を含むひとり親家庭等自立支援事業全体の利用者数は、4,685人でした。
- ODV被害者等の相談体制の確保や相談窓口の周知、DVに対する正しい理解・普及啓発を行うことで、被害者の支援を行うとともに、DVについて市民に広く周知できました。

■今後の取組の方向性(計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など)

- 〇親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、思春期・接続期支援事業を実施し、子への学習支援と親への相談支援を拡充します(令和4年度は、利用者の定員を50名から80名に増員)。
- 〇横浜市DV相談支援センターや関係機関との連携によるDV被害者支援、外国籍の女性・子どもへの対応、加害者対応に取り組むとともに、児童相談所や区役所等が行う児童虐待対応との更なる連携強化を図ります。
- 〇引き続き、DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に施設に保護し、相談・支援等を行います。また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施し、母子の生活の安定を図ります。

<指標>

N	lo.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	所管課
	1	7 支援により就労に至ったひ	とり親の数	460人/年	2,300人 (5か年)	-	565人(2か年) (R3年度301人)	С	こども家庭課
	2	7 ひとり親家庭等自立支援事	事業の利用者数	4,971人/年	6,000人/年	-	4,685人/年	С	こども家庭課

No	施確仍	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
	1 7	ひとり親家庭等自立支援事業	-	(実施)	(推進)	-	①301人 ②4,685人	С	①ジョブスポットとの連携の推進により、301人の就労につながり。前年度(264人)より増えた。②令和3年度は、養育費確保支援事業を新たに開始し、公正証書等により養育費の取決めを行った場合や養育費保証会社と契約を締結した場合に、かかった費用の一部について補助金を支給した。また、ひとり親サポートよこはまにおいて、就労支援や法律相談などの総合的な支援を行ったほか、資格や技術を取得するための給付金事業等を実施し、事業の利用者数は4,685人となった。	282,868千円	В	ひとり親家庭からの幅広い相談に対応するため、就労に関する知識だけでなく、心理面のフォローも行いながら支援を行う必要がある。また、新型コロナウイルス感染症に伴う影響を踏まえ、SNSの更なる活用などにより相談や情報提供を実施する必要がある。		こども家庭課
	2 7	日常生活支援事業(ヘル パー派遣)	-	利用者数: 母子296人、 父子86人	(推進)	-	家庭生活支援員(ヘ ルパー)派遣事業:延 ベ利用者人数160人	В	一時的な家事、育児支援等が必要なひとり親の方を対象に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣した。また、未就学児が家庭がいる家庭には就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合には、定期的な利用を可能としている。	28,072千円	В	利用者からは一時的な利用(原則として6か月以内の利用) より、継続的な利用を希望する声が寄せられている。 一方、実施事業者からは時間帯の希望に合うヘルパーの派遣が十分に行えない状況にあるとの意見が挙かっている。また、新型コロナウイルスへの感染防止のための外出抑制が、ヘルパー利用の機会減少につながっていることも考えられる。	推進	こども家庭課
	3 7	保育所への優先入所	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	В	未就学児のいるひとり親家庭の親が、安心して就労・求職活動 等が行えるよう、保育所入所時の優先度を上げる取組を実施。	_	В	市民からの提案等でも取組の必要性を認められている。	推進	保育·教育認定課
	4 7	母子生活支援施設	-	(実施)	(推進)	-	月平均108世帯	В	18歳未満の子どもを養育している母子世帯が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営める母子生活支援施設を運営した。	703,714千円	В	外国籍や市外からの入所受け入れ等、区や関係自治体との情報共有や、支援における連絡体制が不可欠。 携帯電話の所持や外出等、施設生活における制限の必要性について、利用者の理解を得る必要がある。	推進	こどもの権利擁護課

No. 施策	確保 方策 事業・取組名	想定事業量	計画策定時(平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	引 所管課
5	住宅確保の支援	-	<市営住宅申込時の優遇>申込件数: 1,338件 <民間住宅あんしん 入居>相談件数: 276件、成約件数:19件 〈住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育で者対象) (累計):52戸	(推進)	-	く市選 を	В	〈市営住宅申込時の優遇〉・入居者募集にあたり、母子・父子世帯620件、DV被害者世帯7件、子育て世帯175件に対して、当選率を一般組の3倍とする倍率優遇を実施した。 代居者資格の審査にあたり、中学校卒業までの子がいる世帯について、収入基準の緩和を行った。 〈民間住宅あんしん入居事業〉「民間住宅あんしん入居事業」は令和2年度末で終了しました。 〈住宅セーフティネット事用住宅の中で一定の要件を満たす住宅について、家賃補助及び家賃債務保証かった、既に入居者がいる住宅について、家賃補助及び家賃債務保証かった、既に入居者がいる住宅についても家賃補助等が行えるよう、制度改正を行った。・横浜市居住支援協議会相談窓口において、子育で世帯・ひとり親世帯からの相談対応を行った。	<市営住宅申込時 の優遇> - <民間住宅あんし ん入居> 0千円 <住宅セーフティ ネット事業 291,761千円	В	<市営住宅申込時の優遇> 住宅政策審議会において、市営住宅については、入居者募集時の選考倍率の優遇や、子育てしやすい環境の住宅を子育て世帯専用に提供するなど、住宅に困窮する子育て世帯へのより一層の入居支援が求められている。 入居者募集に関する具体的な内容については、年に2回実施されている入居者選考審議会に諮問し、現在の取組みを、今後も引き続き実施していくこととしている。 く住宅セーフティネット自宅の登録戸数は増加したものの、特に経済的な支援が必要な低所得者を対象とした、家賃補助付きセーフティネット住宅の登録戸数は増加したものの、特に経済的な支援が必要な低所得者を対象とした、家賃補助付きセーフティネット住宅の供給促進を図る必要がある。・居住支援協議会相談窓口だけでは解決が困難な相談については、福祉団体等と連携しながら対応する必要がある。	推進	建築局市営住宅課 建築局住宅政策課
6	母子·父子家庭自立支援給 付金事業	-	自立支援教育訓練 台付68人 為:等位8人 高等付金縣本 訓練·高金數: 特別事業, 自6人 高等定益分数: 10等/支数: 10等/支数: 10等/支数: 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	(推進)	-	自立支援教育訓練給付金支給者数:55人高等職業訓練促進給付金:14校本業程度認定試験合格支援事業支給人数:5人	В	ひとり親家庭に対する自立支援給付金及び高等職業訓練促進給付金、高卒認定試験合格支援給付金の手続きを実施した。 令和3年度は、高等職業訓練促進給付金の支給対象の拡充 (情報処理業務等にかかる訓練については、訓練期間が「1年 以上」から「6か月以上」)を行った。 また、高等職業訓練促進貸付金の枠組みを活用した、住宅 支援資金の貸付を開始した。	133, 710千円	В	ハローワークで行っている類似の給付金制度があり、申請 時に併給利用の可否確認など、手続きが複雑になっているた め、わかりやすい手続き方法が求められている。	推進	こども家庭課
7	児童扶養手当	-	受給者数:18,708 人(平成31(2019) 年3月末)	(推進)	-	受給者数:16,995人	В	ひとり親家庭等の方に児童扶養手当の支給を実施した。	9,338,523千円	В	児童扶養手当はひとり親等が経済的基盤を築く為の重要な手 当である。	推進	こども家庭課
8	ひとり親家庭等医療費助成 事業	-	対象者数:41,211 人	(推進)	-	対象者数:35,270人	В	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を 図ることを目的として、医療を受けた際に要する費用(保険診 療の一部負担金)の援助を実施。	1,649,198千円	В	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進に 寄与している。	推進	健康福祉局医療援助課
9	母子父子寡婦福祉資金貸付	-	母子父子福祉資金 賞付人数:487人、 寡婦福祉資金貸付 人数:16人	(推進)	-	貸付件数:296件	В	母子・父子・寡婦世帯に修学資金等の福祉資金の貸付を実施した。	342,749千円	В	元々資力が十分でない世帯が貸し付け対象となるため、返済に困難さを感じる世帯が多い。高等学校等就学支援金制度や給付型奨学金が拡充されてきているため、申込時に他の制度が利用できるかどうかの確認、及び無理なく返済を進められるような制度利用を働きかけていく必要がある。	推進	こども家庭課
10	寄り添い型生活支援事業(基 本施策3再掲)	実施か所数	12か所	23か所	-	20か所	A	保護者の疾病や生活困窮状態にある家庭など、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、18区20か所で寄り添い型生活支援事業を実施した(令和3年度拡充か所数:3か所)。手洗い・うがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習・宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。また、家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話を聞けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。コロナ禍においても、感染拡大防止策を取りながら開所し、子どもへの支援を継続した。	230,528千円	A	事業者アンケートにおいて、利用者のうち約9割の児童に改善が見られている。また、寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗い・うがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身についた。他の利用者やスタッフに対して挨拶ができるようになったなどの効果が見られているという声が聞かれた。その一方で、対象児童が遠方に居住していたり、保護者からの理解を得られず通えないという課題も挙げられた。 子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をするようになった」、「自分はもっと頑張って、将来はきちんと仕事をしたい」、「ここ(生活支援事業)にずっと参加したい」など、様々な声が聞かれている。		青少年育成課
11	寄り添い型学習支援事業(基 本施策3再掲)	-	受入枠:950人	(推進)	-	受入枠:1,200人	В	寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、 生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取り組みを進めた。また、高校中退防止の取り組みとして、中学校時代に築いた信頼関係などを活かし、居場所や学び直しの場の提供や面談を通した状況確認等各区の実情に応じた取り組みを行った。 また、高校中退者等も含む概ね15歳から18歳の高校生世代に対し、将来の選択肢の幅を広げる目的で、裁会生活に関する様々な情報提供及び講座開催等の支援を行う「高校生世代支援事業」を全区で実施した。	270.142千円	A	寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「前向きに変化していく子どもたちの姿が見られ、やりがいを感じている」等の声が聞かれた。 子どもたちからは、「将来の夢が細かく決まってきた」、「家では言えない悩みも言えるようになった」、「家でも勉強するようになった」等の声が聞かれた。また、高校進学の意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。	推進	健康福祉局生活支援課
12	民間活力による支援(ひとり 親の自立支援に関する連携 協定)	-	協定締結団体数 (累計): 2団体	(推進)	-	(実施)	В	ひとり親家庭思春期・接続期支援事業において、ひとり親家庭の親に対する相談支援を一般社団法人日本シングルマザー支援協会に委託して実施した。また、ひとり親サポートよこはまにおける離婚相談をしんぐるまざあず・ふぉーらむが担当して行っている。	-	В	思春期・接続期支援事業では、相談の中で将来の子の教育 費や自身の働き方のことなどを考えるきっかけとなったという 意見があり、事業目的に即した効果的な支援を行うことができ ており、ニーズの高まりが令和4年度の事業対象者拡大につ ながっている。 離婚相談では、専門の相談員と話ができたことで、不安や悩 みの解消につながったという意見が多数あり、民間団体の専 門性を活かした支援を実施することができている。	推進	こども家庭課
13	女性相談保護事業	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	В	区福祉保健センターにおいて、女性の抱える様々な問題に対しての相談や緊急的な一時保護を含めた自立支援を行った。加えて、相談支援の円滑化を図るために研修等を行い、相談員の人材育成に取り組んだ。また、一時保護をためらう相談者に対する安全確保や、自立支援のための取組を民間団体と連携し実施した。	131,721千円	В	相談者の多様なニーズに対応するため、支援策について更なる検討を進める必要がある。	推進	こどもの権利擁護課

No.	施確保策方第	保 ・取組名	想定事業量	計画策定時(平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
14	7	DV被害者支援	DVに関する相談件数	4,842件/年	5,300件/年	-	4,456件/年	В	《こどもの権利擁護課》 こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」の機能を果たし、DV被害者への相談・支援を行った。また、相談員や職員へのスーパーバイズを行い、人材育成に取り組んだ。 《政策局男女共同参画推進課》 ・SNSでDV相談支援センターの周知を行った。 ・各区役所や医療機関等でリーフレットを配布し、DVについての啓発と電話相談窓口の周知を行った。 ・11月12日〜25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に18区でのリボン配布などのキャンペーンを実施した。あわせて開港記念会館等にてパープルライトアップを行った。 ・デートDV防止の啓発と相談窓口の周知を目的に、SNSで広告を配信した。	《こども家庭課》 一 《政策局男女共同 参画推進課》 770千円 (DV広報と成人式 広告の合計)	В	啓発と相談窓口の周知により、相談につながっていると考えられる。 相談窓口の更なる周知を続けるとともに、関係機関との情報 連携、相談員や職員のスキルアップ等を推進していく必要が ある。	推進	こどもの権利擁護課 政策局男女共同参画推 進課
15	7	若者向けデートDV予防啓発	-	啓発講座実施回数・延べ受講人数 (年):30回・4,302 人	(推進)	-	啓発講座実施回数・ 延べ受講人数(年): 17回・2,050人	В	・市内中学、高校13校に対して、デートDV防止講座を実施した。(年間計17回、延べ参加者数2,050人) ・新型コロナウイルスの影響により、例年より実施校が減少しているが、前年度(1,516人)より増えた。	978千円	В	・受講した生徒の満足度が平均で90%を超えており、効果の高い事業を実施できた。 ・アンケートからは「DVとデートDVの違いを初めて知ることができた」「暴力をしている側もされている側も気づきにくいということを今回の講座で改めて認識できた」等、予防啓発の観点できちんと生徒側に伝わっていることが確認できる記述も多かった。	推進	政策局男女共同参画推進課
16	7	女性緊急一時保護施設補助 事業	_	補助団体数:4団体	(推進)	-	4団体	В	女性福祉相談事業において、DV被害者の避難や居所を失った女性と同伴児に対し、緊急時に保護できるよう、受け入れ先の安定的な確保を行うとともに、一時保護後の自立に向けた支援を行うため、DV被害者等支援を行う民間団体に補助金を支出した。 また、新たな課題である一時保護をためらう相談者に対する安全確保や、自立支援のための取組を行う民間団体へ補助金を支出した。	35,067千円	В	補助団体との意見交換を行い、課題や必要な経費等の検討を行っている。	推進	こどもの権利擁護課
17	7☆	母子生活支援施設緊急一時 保護事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75世帯/年	92世帯/年	92世帯/年	46世帯/年	В	母子の緊急一時保護対応に迅速に対応し、安全を確保した 支援を実施した。 本事業の枠組みで実施している妊娠期支援事業については 特定妊婦の安全な出産・育児ができるよう支援を実施した。	62,588千円	В	利用世帯数は減少したが、DV等の緊急的な保護に加え、支援者のいない妊婦の受け入れを行うことで、母子生活支援施設の新たな役割として周産期からの虐待予防の支援が効果的に展開できた。	推進	こどもの権利擁護課

【基本施策8】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

■これまでの主な取組

- 〇児童虐待相談対応件数は年間11,480件と昨年度より若干減少したものの、5年間で倍近い数字になっています。そのような中、発生時の迅速・的確な対応、重篤化の防止に向けた取組を行うとともに、区役所と児童相談所の機能強化や地域における関係機関との連携強化を図りました。また、 養育支援家庭訪問員による、在宅支援における訪問相談・安全確認等を充実させました。
- 〇神奈川県などと合同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を運営するなど、児童虐待の未然防止、早期発見・対応に取り組みました。
- 〇子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、相談支援や短期預かり等を一体的に行う横浜型児童家庭支援センターによる地域における支援の充実を進めました。
- 〇里親制度の広報啓発に向けた説明会の開催や、SNSを活用した広報動画を作成するなど里親の確保に取り組みました。また、里親対応専門員の増員や里親支援機関への相談員の複数配置等により相談支援体制を充実させ、里親家庭で暮らす子どもたちが安定した生活を送ることができるよう支援を拡充しました。
- 〇児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就労支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行うための補助を実施しました。
- 〇「こども家庭総合支援拠点」機能について、先行で10区のこども家庭支援課に専門職の配置や必要な設備の整備を行い、要保護児童等への支援や子どもや家庭からの相談への対応を充実させました。また、拠点運営の区の状況を踏まえて、ガイドラインの改定を行うとともにマニュアルの整備を行いました。

■取組による成果

- ○区役所と児童相談所の体制強化などにより、個別ケース検討会議の開催件数が1,681件となるなど地域における関係機関の連携強化が図られ、虐待の早期発見・支援の充実につながりました。
- │○養育家庭訪問員及び養育支援ヘルパーの派遣により、家庭の負担を軽減するとともに、虐待等のリスクをいち早く察知し、対処することができました。
- 〇より家庭的な環境の中で生活を送れるよう、29人(57人/2か年)の児童を里親等へ新規委託しました。
- 〇児童養護施設等を退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、資格取得のための費用や進学の際の初年度納入金及び家賃を支給することで、安定した生活が送れるよう支援しました。

■今後の取組の方向性(計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など)

- 〇「こども家庭総合支援拠点」機能の全区での運営に向けて、残り8区のこども家庭支援課に整備を進めます。
- 〇児童相談所では、新たに外部弁護士に一時保護所に定期的な訪問を依頼し、児童の意見表明の機会の確保を図るとともに、児童の権利擁護の視点から助言を得ます。また、児童虐待対応相談件数の増加等へ対応するため、鶴見区で新たな児童相談所の整備に着手するとともに、開所までの間、初動対応の強化を図るため、東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を新設します。
- │○引き続き、里親制度の推進や施設等を退所する子どもへの支援を進め、家庭で養育が困難な児童が必要な支援を受けながら、安定した生活が送れるよう社会的養護の充実に取り組みます。

<指標>

N	lo.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	所管課
	1	8	虐待死の根絶	0人	O人 【毎年度】	-	4人/年	D	こどもの権利擁護課
	2	8	里親等への新規委託児童数	32人/年	170人 (5か年)	-	57人(2か年) (R3年度29人)	В	こどもの権利擁護課

No. 施 確係 方第	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況		R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1 8☆	区の要保護児童対策地域協 議会の機能強化	個別ケース検討会議	1,737件/年	2,067件/年	1,905件/年	1,681件/年	В	・こども家庭総合支援拠点の設置が開始され(R3は10区)、各区こども家庭支援課の児童虐待等に対応する体制を強化し、児童虐待に関する通告や相談に対して、より迅速な対応を行っています。 ・各区の要保護児童対策地域協議会の活動の推進により、実務者会議やエリア別会議、関係機関訪問など、多様な開催方法で実施し、地域で見守るネットワークづくりが強化されています。 ・平成28年度に市立学校と要保護、要支援児童の情報共有の事務取扱を定めてから要保護児童の支援のための連携を更に図ることができています。	43,158千円	В	啓発の効果もあり、一般市民の児童虐待予防への理解も深まり、虐待対応件数も年々増加している。区が会議や研修を実施し、要対協の調整機関としての役割を担っていることが関係機関に浸透し、関係機関との連携の充実が更に図られている。	推進	こどもの権利擁護 課
2 8	医療機関との連携強化	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	В	①横浜市児童虐待防止医療ネットワークの構築に向けた取組:市内中核医療機関等の院内虐待防止委員会の標準化を図るため、症例検討等を実施しました(標準化部会2回/年、情報交換会1回/年、CDR勉強会1回/年)。②横浜市子育でSOS連絡会(要対協代表者会議)(2回/年)や各区児童虐待防止連絡会(要対協実務者会議)(2回/年)や各区児童虐待防止連絡会(要対協実務者会議)(医療従事者(医師会、歯科医師会)が出席しました(18区年1~2回)。③医療機関と行政との連絡会を実施しました。④児童相談所が、横浜市内医療機関の小児科、産婦人科医師等を対象に、性的虐待被害児診察トレーニング研修を実施しました。(1回/年)	200千円	В	横浜市児童虐待防止医療ネットワークや横浜市SOS連絡会、各区児童虐待防止連絡会等の実施により、医療機関との連携が推進されている。	推進	こどもの権利擁護課

No.	施確保策方策	事業·取組名	想定事業量	計画策定時(平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
3	8	未就園児等の把握	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	В	厚生労働省からの通知を受けて、未就園児等の把握に向けた取組を進めています。未確認の児童については、出入国の状況調査や頻回な家庭訪問などにより、安全確認を行っています。	23,637千円	В	対象児童の安全確認を確実に行うことで、支援を必要として いる子どもの把握と早期支援が行われている。	推進	こどもの権利擁護課
4	8	「子ども家庭総合支援拠点」 機能の検討	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	В	「こども家庭総合支援拠点」(以下「拠点」という。)機能について、元年度、2年度の2か年で実施した関係区局による検討プロジェクトでの方針を踏まえ、区こども家庭支援課に専門職の配置や必要な設備の整備を行い、令和3年10月から先行として10区で拠点機能の運営を開始した。また、先行で運営を開始した区の状況を踏まえて、ガイドラインの改訂を行うとともに、マニュアルの整備を行った。	376,531千円	В	先行で拠点の運営を開始した10区については、専門職の配置や必要な設備の整備を行った。これにより、児童虐待に関する通告、相談に迅速に対応する体制が構築された。また、継続的な支援が必要な子どもや家庭に対しては、これまで以上に専門的に検討したうえできめ細かく支援を行っている。さらに、令和4年度に運営開始を予定している8区についても、同様に拠点機能整備に向けた準備を行う必要がある。	推進	こども家庭課
5	8	児童虐待防止の広報・啓発	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	В	・令和2年7月より運用している「かながわ子ども家庭110番相談LINE」の広報カードを市立小・中・高校で戸数配布し、子ども本人や養育者からの相談を促しました。 ・令和3年10月に「横浜市子供を虐待から守る条例」を改正し、体罰等の禁止を明文化したことに伴い、民生委員児童委員協議会や横浜市PTA連絡会で周知を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間では、市営地下鉄・市営バスへの広告掲出様々な媒体を活用し、広報・啓発を行い、体罰等によらない子育ての推進を行いました。	2,042千円	В	LINE相談の広報カードの配布等の広報により、こどもからの相談が増加している。 体罰禁止に関する広報啓発を広く行い、周知の機会となった。	推進	こどもの権利擁護 課
6		児童相談所の相談・支援策 の充実と人材育成	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	A	増加が続く児童虐待通告に適切に対応できるよう、職員体制の強化及び人材育成の推進に取り組んだ。また、関係機関とのネットワーク会議や警察との協定に基づく情報共有、検察や裁判所との連絡会の主催などにより、連携を推進した。	-	A	急増する児童虐待への通告に対し、関係機関と連携し、早期介入・早期支援に努めている。	推進	中央児童相談所
7	8 ≯	養育支援家庭訪問事業	①家庭訪問延べ回数 ②ヘルパー派遣延べ回数	①3,112回/年 ②6,873回/年	①4,968回/年 ②11,016回/年	①4,040回/年 ②8,946回/年	①3,848回/年 ②7,849回/年	В	児童虐待等の問題を抱える家庭に対して、養育支援家庭訪問員および養育支援へルパーを派遣し、児童、保護者の相談・支援を通して、安定した生活状況の確保、児童の安全確認、児童虐待の発生・再発の防止を図っている。具体的には、家庭訪問による生活状況の把握、養育面、生活面での助言指導、ヘルパー派遣による家事援助、児の保育園送迎等の業務を担っており、家庭の負担を軽減するとともに、虐待等のリスクをいち早く察知し、対処するモニタリングの効果も上げている。なお、家庭訪問延べ回数(前年度:3,621回)、ヘルパー派遣延べ回数(前年度:7,626回)は、ともに前年度より増加している。	101,902千円	В	本事業実施により、養育者とこどもの生活面、養育面での負担軽減を図ることで、親子関係不調や児童虐待等のリスクを回避することができており、虐待の予防・再発防止の効果を発揮できている。	推進	中央児童相談所
8	8 ☆	フタイに加工揺す業	①ショートステイの延べ利用 者数 ②トワイライトステイの延べ 利用者数	①715回/年 ②4,973回/年	①889回/年 ②7,809回/年	①802回/年 ②6,390回/年	①569回/年 ②4,909回/年	С	児童を養育する家庭において、保護者の疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが難しくなった場合に、児童家庭支援センター等で預かりを行った。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、複数家庭の児童が同時に利用できない等の制限を行ったため、実績減となった。	115,918千円	В	地域の中での見守り、養育ができることで、保護者のレスパイトケアとして有効性が高い。	推進	こどもの権利擁護課
9		母子生活支援施設緊急一時 保護事業(基本施策7の再 掲)	延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年	92世帯/年	46世帯/年	В	母子の緊急一時保護対応に迅速に対応し、安全を確保した 支援を実施した。 本事業の枠組みで実施している妊娠期支援事業については 特定妊婦の安全な出産・育児ができるよう支援を実施した。	62,588千円	В	利用世帯数は減少したが、DV等の緊急的な保護に加え、支援者のいない妊婦の受け入れを行うことで、母子生活支援施設の新たな役割として周産期からの虐待予防の支援が効果的に展開できた。	推進	こどもの権利擁護課
10	8	一貫した社会的養護体制の 充実	그에 그 조선	①12か所 ②1か所 ③8件/年	①18か所 【令和2年度】 ②2か所 ③50件/年	-	①17か所 ②1か所 ③24件/年	В	横浜型児童家庭支援センターについては、令和2年4月現在17か所であるが、令和3年度中に残る1箇所の整備を進めた結果、令和4年5月に18箇所目の児家センが開所します。退所後児童の支援については、支援拠点として、退所者等が気軽に集える居場所「よこはまPortFor」を運営し、説労や進学、生活全般の様々な相談やメールマガジン等での情報発信及び支援を行った。また、退所後児童に対する継続支援計画を24件作成した。	381,073千円	В	横浜型児童家庭支援センターについては、地域の身近な相談支援機関として、有効性が高いため、引き続き、18区展開を進める必要がある。 退所後児童の身近な居場所として「よこはまPortFor」の存在は大きい。支援拠点を増やす場合は、支援の用途を分けて設置することも考えられる。	推進	こどもの権利擁護課
11	8	里親等委託の推進	里親の制度説明会の実施回 数	6回/年	30回(5か年)	-	9回(2か年) (R3年度4回)	В	まん延防止等重点措置中に予定していた回を開催中止としたが、以降は感染対策の徹底や参加者数を制限して実施した。	20,988千円	В	里親制度への理解や里親経験者による体験談など参加者 から好評で、里親申請に繋がる取組として有効である。	推進	こどもの権利擁護課
12	8	区役所における人材育成	調整担当者研修受講者数	19人(累計)	54人(累計)	-	67人(累計)	A	平成29年度から児童福祉法において、要保護児童対策調整機関調整担当者研修が義務付けられ、本市ではこども青少年局こども家庭課児童虐待・DV対策担当が要保護児童対策調整機関として位置付けている各区のこども家庭支援課虐待対応調整チームの調整担当者向けに研修を実施している。令和3年は4月から9月に計7日間14項目の講義・演習を実施した。	950千円	В	令和3年度は、受講者は30名で、全項目を受講し修了証の 交付を受けた調整担当は27名であった。	推進	こどもの権利擁護課

【基本施策9】ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

■これまでの主な取組

- 〇誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む市内中小企業を「よこはまグッドバランス賞」として認定しました。また、認定企業の採用活動支援として、横浜で働きたい女性と採用活動に意欲のある認定企業との接点創出のためのオンラインイベントを開催しました。
- 〇父親育児の機運を高め、父親同士の仲間づくりを支援するため、地域ケアプラザ等の身近な施設において開催する父親育児支援講座を開催しました。また、ウェブサイトでの情報発信など、ワーク・ライフ・バランスや育児支援のための普及啓発に取り組みました。
- ○子どもを大切にする社会的な機運を醸成するため、子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)について、地域子育て支援拠点と連携し、地域において子育て支援に協力的な店舗・施設に新規登録の働きかけを行いました。

■取組による成果

- 〇「よこはまグッドバランス賞」として、過去最多の205社(令和3年度新規認定27社)を認定し、誰もが働きやすい職場づくりを推進しました。
- 〇父親育児支援講座の参加者数は1,105人となり、父親育児の機運醸成を行うことができました。
- 〇ハマハグの協賛店舗に139件の新規登録があり、地域社会全体で子育てをあたたかく見守り、安心して楽しく過ごせる環境づくりにつながりました。

■今後の取組の方向性(計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など)

- 〇父親育児支援講座について、地域ケアプラザ等の身近な施設での実施回数を増やすとともに、家族で賑わう商業施設でも開催します。
- 〇ハマハグの協賛店舗の増に向け、引き続き、地域子育て支援拠点と連携した地域の店舗・施設への協賛の働きかけや、子育て家庭への利用促進のPRに取り組みます。
- ┃○社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、引き続きワーク・ライフ・バランス推進に関する普及・啓発等に取り組みます。

<指標>

r	No.	施策	指標	計画策定時(平成30年度)	R6年度	R3年度	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	所管課	
	1	9	よこはまグッドバランス賞認定事業所数	139事業所/年	1,170事業所 (5か年)	-	404事業所(2か年) (R3年度205事業所)	В	政策局男女共同参 画推進課	
	2	9	市内事業所における男性の育児休業取得率	7.2% 【平成29年度】	13%	-	15.7%	Α	政策局男女共同参 画推進課	

No. 施 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1 9	企業等の認定制度「よこはま グッドバランス賞」	_	(実施)	(推進)	-	205社	В	27社を新規認定し、認定企業数は過去最多の205社となった。また、認定企業の採用活動支援として、認定企業と横浜で働きたい女性とのマッチングイベントをオンラインで開催した。これらの取組を通じて、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進した。 [参考] 募集期間:令和3年6月23日~8月31日 募集期間:令和3年6月23日~8月31日 との3年度認定企業認定期間:2022年1月~2023年12月 日27実績55社→H28実績59社→H29実績99社→H30実績139社→R元実績178社→R2実績199社→R3実績205社	6,651千円	A	【政策局男女共同参画推進課】 平成19年度の事業開始以降、認定企業は年々増加し、令和3年度は205社となっている。 認定企業の増加は、すなわち、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業が増加しているといことであるため、誰もが働きやすい職場環境づくりの推進に寄与していると考える。認定企業からは、社員のモチベーションアップによる生産性の向上や、採用への応募者増につながったといった意見もいただいている。	推進	政策局男女共同参画推進課

No.	施確保策方策	事業·取組名	想定事業量	計画策定時(平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
2	9	多様で柔軟な働き方等の取 組を行う企業に対する支援	-	支援した 企業数:96社	(推進)	-	【経済局中小企業振興課】 職場環境向上支援 助成金 81社 【経済局雇用労働 課】 オンラインセミナー 51社	В	【経済局中小企業振興課】 市内中小企業に対して、人材確保・定着を目的とした「職場環境向上支援助成金」において、テレワーク導入に係る経費の一部を助成しました。 【経済局雇用労働課】 働き方改革に関するオンラインセミナーを実施。 (配信期間:1/17~3/25、申込締切:3/18) 市内企業に向け、「育児・介護休業法」「ハラスメント規制法」改正の内容と対策方法について、改正の内容と対策方法について市内中小企業、事業所を対象にオンラインで配信した。	【経済局中小企業振興課】 振興課】 27,389千円 【経済局雇用労働 課】	Α	【経済局中小企業振興課】 職場環境向上支援助成金の申請企業からは、「今回の感染症対策を機会として捉え、今後も職場環境の向上に努めたい」、「国など他の制度よりも分かりやすく、使いやすかった」などの意見をいただきました。 【経済局雇用労働課】 セミナー視聴者からは、「セミナー内容はコンパクトにまとまって分かりやすい」と意見があった。他に、横浜市の事例についての紹介があった方が良いことや介護についてもっと詳しい説明がほしいといった感想があった。 就聴した企業の一部から社内での情報共有に活用したいとのきもいただき、労働環境における制度改正について、一定の普及啓発を行えたと考える。	推進	経済局中小企業振 興課、 経済局雇用労働課
;	9	企業を対象としたセミナー等 の実施	-	セミナー等実施 回数:7回	(推進)	-	【政策局男女共同参画推進課】 【経済局中小企業 振興課】 動画制作5本 再生回数:670回	В	【政策局男女共同参画推進課】 よこはまグッドパランス賞認定企業を対象とした「経営者向け女性リーダー育成セミナー」として「イクボスで誰もが活躍できる職場に女性リーダーが育つ社会と、その経営者」を動画で配信。 【経済局中小企業振興課】 多様で柔軟な働き方に取り組む市内中小企業の人材確保、定着率の向上や、経営力の向上を目的とした動画を作成し、配信しました。	【政策局男女共同参画推進課】 企業等の認定制度 「よこはまグッドバランス賞」の予算に合まれます。 (経済局中小企業 振興課】 1,750千円	В	【政策局男女共同参画推進課】 緊急事態宣言の発令により、認定企業を招いてのセミナー 開催自体は中止となってしまったが、セミナーの内容を動画 配信したことより、よこはまグッドバランス賞認定企業だけで なく、広く市内企業に発信することができた。 【経済局中小企業振興課】 多様で柔軟な働き方に関する動画5本を作成し、令和3年12 月~令和4年3月末までに延べ670回の再生をいただいてい ます。	推進	政策局男女共同参 画推進課、 経済局中小企業振 興課
4	9	共に子育てをするための家 事・育児支援	地域における父親育児支援 講座の参加者数	981人/年	7,640人(5か年)	-	1,935人(2か年) (R3年度1,105人)	В	・父親育児支援講座を、地域ケアプラザや親と子のつどいの広場、地域子育て支援拠点などの地域の身近な施設等において80回開催し、参加者数は前年度の830人より275人増えた。・啓発冊子「パパブック」を区役所や地域子育て支援拠点等で配布、活用した。・ウェブサイト「ヨコハマダディ」の運営により、父親向け育児支援に関する情報配信を行った。・ブレパ・プレママに向け、子どものいる暮らしをより充実させるための子育てと仕事の両立生活の情報支援を行うための冊子「ワーク・ライフ・バランスハンドブック」を子育てイベントや区等で配布、活用した。		В	啓発冊子や父親育児支援講座についての問合せを多く頂いており、市民からのニーズの高さが伺える。また、父親育児支援講座参加者アンケート結果では、講座の満足度についての質問に対し、『大変満足』『満足』と回答した割合は97%となった。実施事業者からは、多くの方に参加していただけるよう、開催方法等を工夫する必要があると意見があった。	推進	地域子育て支援課
ţ	9	祖父母世代に向けた孫育て支援	-	孫育てに関する啓 発リーフレット配 布:約6,000部	(推進)	-	(実施)	В	祖父母世代に向けた孫育でに関する情報を掲載した冊子「まごまご応援ブック」を、区役所や地域子育で支援拠点等に配布し、普及啓発に取り組んだ。	-	В	啓発冊子ついての問合せを頂いており、市民からのニーズ の高さが伺える。	推進	地域子育て支援課
(9	「トツキトウカYOKOHAMA」 プロジェクトの推進	-	「トツキトウカYOK OHAMA」配布: 約18,000部	(推進)	-	(未実施)	D	「トツキトウカYOKOHAMA2022」については、協賛企業の減少及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響により発行を見送った。	-	В	学校教材への活用したい等の要望が寄せられており、ニーズの高さが伺える。	推進	企画調整課
-	9	結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの 啓発・情報提供	-	結婚応援セミナー 実施回数:2回	(推進)	-	0回	С	結婚を希望する未婚者や子の結婚を希望する親を対象とした結婚応援セミナーについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて実施を見送ったが、民間企業が実施する出会いの機会の提供に関する取組の周知等の協力を行った。	1,000千円	В	結婚応援セミナーについての問合せを多くいただいており、 市民からのニーズの高さが伺える。	推進	企画調整課
8	9	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)(基本施策6の 再掲)	新規協賛店舗数	276件/年	1,500件(5か年)	-	396件(2か年) (R3年度139件)	С	・アプリの認知があがり、利用登録者数増加の促進ができた。 (増15,677人 内アプリ登録者12,704人) ・協賛店舗数は前年比219件の減となった。(増139件、減358件)(R3年度は登録状況の確認を全登録店舗に対して実施した。その際に閉店等により削除すべき店舗が多く見つかったため減の件数が多くなった) ・地域子育て支援拠点と連携し、地域の店舗・施設への協賛の働きかけに取り組んだ。(登録申請件数2区合計40件)		В	【利用者から】 ・満足している点は、約9割が「お得な利用ができたこと」 ・どこの店舗が実施しているかわかり易くなって欲しい。 【協賛店舗から】 ・子育て支援、応援しているというアピールは、親が勇気づけられてとても良い。 ・事業を知らない方が多いため、広報等により認知度を上げる必要がある	推進	地域子育て支援課
(9	地域における子どもの居場 所づくりに対する支援	-	地域における子ど もの居場所の把握 数(平成30年7 月):183か所	(推進)	-	(実施)	В	・こども食堂の立ち上げに関するガイドブック「横浜で子ども食堂・地域食堂を作ろう!ガイドブック」を、各区・関係部署に配布した。 ・子どもの居場所づくり活動支援補助金、アドバイザー派遣事業、セミナー開催等による団体支援を行った。	11,000千円	В	子どもの居場所づくりの支援に関する問合せを多くいただい ており、市民ニーズの高さが伺える。	推進	地域子育で支援課
10	9	子どもの事故予防啓発事業	-	子どもの事故予防 啓発リーフレット配 布:約50,000部	(推進)	-	子どもの事故予防 啓発リーフレット発 行	В	・リーフレット「ここが危ない!子どもの事故予防」を区や地域子育て支援拠点等で配布、活用した。(発行50,000部)	720千円	В	リーフレットについて各区、施設等から問合せをいただいて おり、活用されていることが伺える。	推進	地域子育で支援課

No. 施 確保	事業・取組名	想定事業量	計画策定時(平成30年度)	R6年度	R3年度 ※確保方策に☆	R3年度実績 (R4年3月末時点)	R3年度 進捗状況	R3年度の取組	R3年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
11 9	交通安全教育の推進	-	幼児交通安全教育 訪問指導回数:184 回 保護者向け交通安 全講話ま 7回 はまつ子交通あん ぜん教回 ばとの実施回 数:281回	(推進)	-	幼児交通安全教育 訪問指導回数:209 回 保護者向け交通安 全教室 4回 はまつ教室 がある はまつ教室 がある で で で で で で で で で で を を を を を の に で る の は さ の と の と の と の と の と の と の と の と の と の	В	幼稚園・保育所等を訪問し、園児にパペットを使用した基礎的な交通ルールや、横断歩道の渡り方などの指導を行う「幼児交通安全教育訪問指導」を実施した。 幼稚園・保育所の保護者を対象とした交通安全教室を開催し、子育ての当事者に対する子どもの交通安全教育を実施した。 はまっ子交通あんぜん教室(小学校での体験型交通安全教室)を実施し、はまっ子交通あんぜん教室(小学校での体験型交通安全教室)を実施し、身を守る歩き方と正しい自転車の乗り方を学ぶ機会を提供した。 それぞれ新型コロナウイルスの影響により、キャンセル等が発生し、年度当初の予定回数は下回ったものの、新たに啓発動画を作成し活用することで、直接の対面によらない交通安全教育の推進に努めた。	29,631千円	A	マスコットによる幼児交通安全教室は参加者や実施園から大変好評であり、「毎年来てほしい」旨、要望を多く受けている。保護者を対象とした交通安全教室では、自転車への子どもの乗せ方等日常生活に密着した交通ルールについて啓発する機会となっており、参加した保護者や幼稚園・保育所職員から高評価を得ている。	推進	道路局交通安全· 自転車政策課
12 9	地域防犯活動支援事業 (緊急防犯パトロール事業を 含む)	-	子ども安全リーフレットの配布(市内小学生への配布): 約125,000部	(推進)	-	(実施)	В	各区の実情に応じた防犯関係事業の推進や、市内全域で青色回転灯装着車による「安全・安心のまちづくり対策パトロール」「緊急防犯パトロール」(緊急雇用創出事業)を実施した。民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催(令和3年度は書面開催)等を通じた広報・啓発活動の実施などにより、地域における子どもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進した。また、SNS等のネットワークを悪用した犯罪等のトラブルに巻き込まれる子どもが増加している状況を踏まえ、危険な目に遭わないための使い方をわかりやすく掲載した「子ども安全リーフレット」を市内小学校へ約128,000部配布する配布するとともに、「子ども安全教室」を実施した。	163,288千円	В	安全・安心のまちづくり対策パトロール(月14~15日)、緊急防犯パトロール(緊急雇用創出事業)(146日間)、子どもの安全ネットワーク会議等を実施し(令和3年度は書面開催)、効果的に子どもの安全啓発を行うことができた。		市民局地域防犯支援課
13 9	よこはま学援隊	-	申請校数:245校	(推進)	-	242校	В	児童生徒の登下校見守り活動など、保護者や地域住民が行う学校の安全管理に係るボランティア活動を支援することで、安全・安心な学校づくりを推進。	13,500千円	В	【学校から】児童等が安全に登下校することができ、教職員の 負担軽減につながっているとの意見が寄せられている。	推進	教育委員会学校支 援·地域連携課
14 9	誰にもやさしい福祉のまちづくり推進事業	①鉄道駅舎へのエレベー ター等の設置による段差解 消駅数 ②ノンステップバスの導入率	①151駅(累計) ②74.5%(累計)	①152駅(累計) ②82.6%(累計)	-	①152駅 ②79.84%	С	①一時休止(事業者からの申請がなかったため) ②3年度の補助台数は民営2台(相鉄バス2台)	①- ②5,500千円	В	①、②ともに毎年予算要望があり、市民ニーズは高い	推進	健康福祉局福祉保健課
15 9	地域子育て応援マンションの認定	-	認定戸数(累計): 5,907戸	(推進)	-	6,479戸	В	バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面にやさしく、 保育所等の地域向け子育で支援施設を併設したマンションを 「横浜市子育で応援マンション」として、6.479戸認定(累計認定 戸数)。	1千円	В	入居者へのアンケートでは、地域子育て応援マンションの認 定が入居の大きな判断材料の一つとなっているとの意見があ る。	推進	建築局住宅政策課